二　次に掲げる事由に関し、一定額の保険金を支払うこと又はこれらによって生ずることのある当該人の損害を塡補することを約し、保険料を収受する保険のうち金融庁長官が定めるもの　金融庁長官が定める金額

イ　人が疾病にかかったこと。

ロ　疾病にかかったことを原因とする人の状態（重度の障害に該当する状態を除く。）

ハ　保険業法施行規則第四条各号に掲げる事由

ニ　イからハまでに掲げる事由に関し、治療（治療に類する行為として第五条第二項第二号ハ(1)から(3)までに掲げるものを含む。）を受けたこと。

5　金融サービス仲介業者である協同組織金融機関は、当該協同組織金融機関又はその役員若しくは使用人が、第三項第一号イからハまでに掲げる者に該当する当該協同組織金融機関の会員又は組合員を保険契約者として第一項第二号、第五号又は第七号に掲げる保険契約の締結の媒介を行う場合において、前項各号に掲げる保険については、それぞれ当該各号に掲げる保険の区分に応じ、当該協同組織金融機関又はその役員若しくは使用人が締結の媒介を行った保険契約によって支払われるべき保険金その他の給付金の額の当該保険契約者一人当たりの合計が、当該各号に定める金額を超えないこととする旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しなければならない。

6　金融サービス仲介業者である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第一号又は第三号に掲げる保険契約の締結の媒介を行う場合において、次に掲げる場合は、当該保険契約に付される保険特約は、当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金額が当該保険契約に係る保険料及び保険金額と比して妥当なものでなければならない。

一　当該銀行等が第三項各号に掲げる要件を満たしていない場合

二　当該保険契約の保険契約者又は被保険者が銀行等保険媒介制限先である場合（前号の場合を除く。）

（電子決済等代行業を行う場合の財産的基礎）

第二十一条　法第十八条第一項第一号イに規定する内閣府令で定める基準は、純資産額（第二十四条第一号イに規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面又は同条第二号に規定する財産に関する調書に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額をいう。）が負の値でないこととする。

（電子決済等代行業の届出書の記載事項）

第二十二条　金融サービス仲介業者が法第十八条第三項の規定による届出をする場合における銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第三十四条の六十四の二の規定の適用については、同条第一項中「次に掲げる事項とする。ただし、第四号に掲げる事項については、登録申請者（同項に規定する登録申請者をいう。以下この条及び第三十四条の六十四の四において同じ。）が法第二条第十七項第一号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行う場合に限る」とあるのは「第一号から第三号までに掲げる事項とする」と、同項第一号中「電子決済等代行業者の利用者」とあるのは「電子決済等代行業に係る顧客」と、「登録申請者」とあるのは「金融サービスの提供に関する法律第十八条第三項の規定により届出を行う金融サービス仲介業者（次項において「届出者」という。）」と、同条第二項中「登録申請者」とあるのは「届出者」と、「登録申請書（法第五十二条の六十一の三第一項の登録申請書をいう。第三十四条の六十四の四において同じ。）」とあるのは「届出書」とする。

（電子決済等代行業に係る業務の内容及び方法）

第二十三条　法第十八条第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　電子決済等代行業（銀行法第二条第十七項に規定する電子決済等代行業をいう。以下この条において同じ。）に係る行為のうち、同項各号に掲げる行為（銀行法施行規則第一条の三の三に掲げる行為を除く。）のいずれを行うかの別（同項各号に掲げる行為を除く。）のいずれも行う場合は、その旨）

二　取り扱う電子決済等代行業に係る業務の概要

三　電子決済等代行業の実施体制

2　前項第三号に規定する実施体制には、次に掲げる事項を含むものとする。

一　電子決済等代行業に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のための体制

二　電子決済等代行業の業務（銀行法第二条第十七項第二号に掲げる行為のみを行おうとする場合には、電子決済等代行業に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い及び安全管理に係る業務に限る。）を第三者に委託する場合における当該業務の適確な遂行のための体制

三　電子決済等代行業を管理する責任者の氏名及び役職名

（電子決済等代行業を行う場合の届出書のその他の添付書類）

第二十四条　法第十八条第四項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、銀行（銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。以下この章において同じ。）又は第二十九条第二号から第十五号までに掲げる者が法第十八条第三項の規定により届出を行う金融サービス仲介業者（以下この条において「届出者」という。）である場合は、この限りでない。

一　届出者が法人である場合にあっては、次に掲げる書類

イ　法第十八条第三項の規定による届出の日（以下この条において「届出日」という。）の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表（関連する注記を含む。イにおいて同じ。）又はこれに代わる書面。ただし、届出日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における貸借対照表又はこれに代わる書面

ロ　届出者が会社法第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社である場合にあっては、届出日の属する事業年度の前事業年度の同法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面

二　届出者が個人である場合にあっては、届出日の属する事業年度の前事業年度の別紙様式第三号により作成した財産に関する調書

第二節　業務

第一款　通則

（掲示すべき標識の様式等）

第二十五条　法第二十条第一項に規定する内閣府令で定める様式は、別紙様式第四号に定める様式とする。

2　法第二十条第二項に規定する内閣府令で定める方法は、インターネットを利用する方法とする。

3　法第二十条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十四条第一項第二号の登録番号

二　加入している認定金融サービス仲介業協会の名称（認定金融サービス仲介業協会に加入していない場合にあっては、その旨）

（保証金の供託に係る届出等）

第二十六条　金融サービス仲介業者は、次のいずれかに該当する場合は、その旨を金融庁長官等に届け出るものとする。

一　金融サービス仲介業者が法第二十二条第一項、第四項若しくは第八項若しくは第二十三条第二項又は金融サービス仲介業者保証金規則（令和三年内閣府令・法務省令第四号）第十三条第六項若しくは第十四条第一項の規定により保証金を供託した場合

二　法第二十二条第三項の契約（以下この款において「保証委託契約」という。）を金融サービス仲介業者と締結した者（次号及び次条において「保証委託契約の相手方」という。）が法第二十二条第四項の規定により保証金を供託した場合